

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 生命保険料控除を改組することに伴い、その対象となるものの細目を定めること。（第七条の十五から第七条の十五の十四、第四十八条の七関係）

2 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずること。（第八条の十二、第八条の十四、第八条の十五、第八条の十八、第八条の二十一、第八条の二十四関係）

(一) 清算所得の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

(二) 法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合において、当該法人に控除未済個別帰属税額等があるときは、その控除未済個別帰属税額等に相当する金額は、その株主である法人の当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その株主である法人の事業年度において生じた控除未済個別帰属税額等とみなすこと。

(三) 合併類似適格分割型分割の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

(四) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 平成二十二年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費の算定において納税義務者の数を乗ずる金額を三千三百円とする特例を設けること。(附則第五条の三関係)

4 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めること。(附則第十八条の六の二関係)

二 事業税

完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置を講ずること。(第二十条の三、第二十九条、第三十条、第三十一条関係)

(一) 清算所得に対する所得割の廃止に伴う所要の措置を講ずること。

ア 残余財産の一部の分配又は引渡しをする場合における清算所得に係る所得割の申告納付及び解散法人の清算所得に係る所得割の確定申告納付を廃止すること。

イ 更正又は決定による清算中の予納額の還付を廃止すること。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

三 不動産取得税

1 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、その対象用途の範囲から料理店、遊技場及び公衆浴場を除外すること。（附則第七条関係）

2 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加すること。（附則第九条関係）

3 特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が取得する当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人の残余財産に係る非課税措置について、その対象となる者の細目を定めること。（附則第二十三条関係）

四 固定資産税及び都市計画税

- 1 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加すること。（附則第十一条関係）
- 2 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から無線設備を除外すること。（附則第十一条関係）
- 3 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲に管理設備を追加すること。（附則第十一条関係）
- 4 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が取得した国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第十一条関係）

五 事業所税

心身障害者を多数雇用する事業所等に対する資産割の課税標準の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加すること。（第五十六条の六十八関係）

六 国民健康保険税

1 基礎課税額に係る課税限度額を五十万円（現行四十七万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を十三万円（現行十二万円）に引き上げること。（第五十六条の八十八の二関係）

2 国民健康保険税の減額措置に係る基準について、応益割合に係る基準を廃止する等所要の措置を講ずること。（第五十六条の八十九関係）

七 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置について、対象となる地方税法の規定から地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に

関する規定その他の規定を除外すること。（第五十八条関係）

第二 国税収納金整理資金に関する法律施行令に関する事項

自動車重量税に係る組入金については、当分の間、その千分の四百七（現行三分の一）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とすること。（附則第三項関係）

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の2、四の1及び五の改正は平成二十二年七月一日から、第一の一の2及び二の改正は平成二十二年十月一日から、第一の一の1及び4の改正は平成二十五年一月一日から、その他の改正は平成二十二年四月一日から施行すること。